

平成 26 年 4 月 1 日施行
令和 5 年 3 月 1 日改訂

釧路ビアリーグ規約

内 容

【第 1 章】 総 則

【第 2 章】 組 織

【第 3 章】 チーム・選手

【第 4 章】 競 技

【第 5 章】 登 錄

【第 6 章】 レフェリー

【第 7 章】 権 利

【第 8 章】 最終的拘束力

【第 9 章】 改 正

【第 10 章】 附 則

株式会社プロフォーマンス

【 第1章 総 則 】

第 1 条 <釧路ビアリーグの理念>

釧路ビアリーグ(以下リーグ)は、競技を通じて、釧路のアイスホッケーの発展ならびに生涯スポーツとしてのアイスホッケーの振興を促進するとともに、参加選手の相互の交流を深め、氷都釧路の活性化に貢献するものとする。

第 2 条 <リーグの目標>

- ・明るく・楽しく・安全に競技できる環境を作る。
- ・競技の存続・普及拡大を図ることで、スケートリンク等競技インフラの維持整備に貢献する。
- ・競技者の年齢層拡大に努め、生涯スポーツの一つとしてアイスホッケー競技を確立するとともに、将来、ビアリーグの全国大会やオールドタイマーの国際大会の誘致を図る。
- ・本事業において雇用を生み出しまちづくりに貢献していく

第 3 条 <リーグの活動方針>

- ・「楽しく汗をかく」…常に「フェアプレー＆リスペクト」精神に徹し、明るく・楽しく・安全な環境を提供する。
- ・「楽しさを共有する」…誰もが参加できる環境の整備を通じて、アイスホッケーの楽しさを参加者全員で共有できるリーグを目指す。

第 4 条 <本規約の趣旨>

本規約は、リーグの組織および運営に関する基本原則を定めることにより、リーグの安定的発展を図ることを目的とする。

第 5 条 <遵守義務>

- (1) リーグの役員、ならびにリーグに所属する選手・レフェリーは、リーグの構成員として、本規約を遵守する義務を負う。
- (2) リーグは、チームまたはチームに所属する選手、役員その他の関係者が、本規約に違反した時は、審議委員会での審議を経て決定される制裁を科すことができる。

【 第2章 組 織 】

第 6 条 <審議委員会>

- (1) 審議委員会は、リーグ運営者(株式会社プロフォーマンス)とリーグ役員、レフェリーによって構成される。

(2)審議委員会は、次の事項を所管する。

- ①リンク及びその周辺部分、ならびにリンク内外における懲罰事由の調査及び処分の決定
- ②リーグに対する社会一般の評価を悪化させるおそれのある事項の防止に関する検討と立案
- ③スポーツマンシップ及び秩序維持に関する事項の検討と立案
- ④その他規律及び懲罰に関する事項の検討と立案
- ⑤参加者が楽しく競技に取り組めるためのルール改正

第 7 条＜リーグオフィス＞

リーグオフィス(株)プロフォーマンス、以下「オフィス」)は、審議委員会及び各チームの事務を処理し、リーグの運営に関する事項について、調整を行う。

【 第3章 チーム・選手】

第 8 条＜チーム・選手の参加資格要件＞

リーグに参加するチームまたは選手は、オフィスに登録を認められたチームまたは選手であり、オフィスが求める条件を満たさなければならない。

- (1)登録申込書記載事項に了承しなければならない。
- (2)所定の参加費用を支払わなければならぬ。
- (3)スポーツ保険に加入していなければならぬ

第 9 条＜届出義務＞

チーム・選手は、登録内容に変更があった場合は、速やかにオフィスへ届け出なければならない。

第 10 条＜誠実義務＞

選手は、本規約ならびにチームの諸規定を遵守し、誠実に履行しなければならぬ。

第 11 条＜禁止事項＞

選手は、次の各行為を行ってはならない。

- (1)IIHF が定める禁止物質の使用
- (2)試合の結果に影響を与える不正行為への関与
- (3)その他チーム及びリーグにとって不利益となる行為

第 12 条＜脱 退＞

- (1)チーム・選手は、オフィスでのリーグ参加確認後、及びシーズン途中でのリーグ脱退は、

原則認められない。

(2) やむを得ない事由によりリーグを脱退する場合は、いかなる事由があっても参加登録料は返還されない。

第 13 条 <協力・報告義務>

(1) チーム・選手は、リーグに関する活動に協力する義務を負う。

【 第4章 競 技 】

[第1節 試合会場 (以下「リンク」という)]

第 14 条 <リンク>

(1) リンクは、原則として釧路アイスアリーナ、釧路春採アイスアリーナ、釧路柳町アイスアリーナで開催する。
(2) リンクには選手のプレーに影響を与え、また危険を及ぼす恐れのある物は一切放置・設置してはならない。

[第2節 試 合]

第 15 条 <参加義務等>

チーム・選手は、試合及びリーグが主催するイベントに参加する義務を負う。但し、強制ではない。

第 16 条 <不正行為への関与の禁止>

チーム及びチームの役員、選手、その他の関係者は、方法・形式の如何に関わらず、また直接たると間接たるとを問わず、試合の結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に一切関与してはならない。

第 17 条 <試合の主催等>

試合は、すべてオフィスが主催する。

第 18 条 <競技規則>

試合は、原則として釧路ビアリーグが規定する特別ルールに則って行われる。特別ルールに規定されていないルールについては IIHF 国際競技規則に従って実施される。

第 19 条 <出場資格>

第 3 章・第 8 条の参加資格要件をクリアし、かつ試合当日、オフィシャルへの確認サインを行

い、ヘルメットに登録ステッカーを貼っている選手のみが出場資格を持つ。

第 20 条<ユニフォーム>

ユニフォームはチーム毎に同一のものを着用すること。但し同一のユニフォームが用意できない場合はできる限り同系色のユニフォームを着用し、その上にリーグから貸与するナンバー入りベストを着用すること。スタッキング同一のものでなくとも可とする。

[第3節 試合の運営]

第 21 条<リーグの開催期間>

レギュラーリーグ：毎年 4 月～12 月の間で安全に開催できると判断した任意の期間(予定)

プレーオフ：毎年 7 月～12 月の間で安全に開催できると判断した任意の期間(予定)

第 22 条<リーグ戦の開催>

リーグの試合日程は、オフィスが立案し、審議委員会にて決定する。オフィスは毎月 10 日に翌月のリンクを確保、同月 15 日までに試合日程を決定しウェブサイトにて発表する。

第 23 条<試合日程の遵守>

チーム・選手は、前条により定められた試合の開催日、試合開始時刻および開催会場等の試合日程を遵守しなければならない。

第 24 条<試合の日時または場所の変更>

(1)試合の開催日、開始時刻または開催場所の変更については、柔軟に対応する。

(2)やむを得ない事由がある場合、オフィスは開催日時及び開催会場を変更することができる。

(3)チーム・選手は、リーグにおいてやむを得ない事由の発生に伴う開催日時及び開催会場の変更がある場合には、その変更に応じなければならない。

第 25 条<リーグオフィスとその責任>

(1)リーグオフィス

オフィスは、試合の最高責任者であり、次の事項を遵守しなければならない。

①試合開始時刻の 30 分前までにリンクに到着すること。

②「ゲームメンバー表」により試合における選手の出場資格を確認し、記載事項に不備があればそのチームに訂正させること。

③試合終了後 24 時間以内にスタッフウェブサイトを更新すること。

④試合の中止または試合中の悪質な反則による退場者等の重大な事項が発生した場合には、「報告書」をすみやかに審議委員会へ提出すること。

⑤審議委員会より出席を求められた場合は、これに出席し報告すること。

(2)リーグオフィスの責任

①オフィスは、チーム・選手、関係者、レフェリー及び観客等の安全に留意する義務を負う。

②オフィスは、前2項の義務の遂行を妨げる観客等に対して、その入場を制限し、または即刻退場させる等、適切な措置を講ずる義務を負う。

第 26 条 <試合の中止の決定>

(1)試合の中止は、オフィスがレフェリー及び両チームの代表と協議のうえ決定する。ただし、レフェリーが到着する前にやむを得ない事情により試合を中止する場合は、オフィス及び両チームの代表が協議のうえ決定する。

(2)天災地変、その他の有事等、非常事態により、観客・選手・チームスタッフ・役員等の安全の確保が困難と判断される場合には、オフィスの裁定により試合の開催を中止することができる。この場合、代替試合の開催日程は後日オフィスから両チーム代表者に伝えられる。

第 27 条 <不可抗力による開催不能または中止>

試合が、悪天候、地震等の天災地変または公共交通機関の不通、その他いずれのチームの責にも帰すべからざる不可抗力により、開催不能または中止となった場合、オフィスが指定する日時で試合を行うものとする。

第 28 条 <試合成立の定義>

(1)天変などの理由による試合中断の場合

①トータル試合時間が 23 分を経過する前での中断である場合、試合は不成立となり、オフィス・事務局が指定する日時で再試合を行うこととし、個人記録は無効とする。

②試合が 23 分を経過した後での中断である場合、試合は成立し個人記録は有効とする。再試合は行わない

(2)いずれか又は両チームの責によりレフェリーが没収試合を宣告した場合

①いずれかのチームに責がある場合、ただちに試合は終了。その責あるチームを敗戦として対戦チームに勝点3を与える。試合は成立し勝利チームの個人記録のみ有効とする。

②両チームに責がある場合、ただちに試合は終了。試合は 0-0 の引き分けとして成立、個人記録は無効とする。

第 29 条 <悪質な反則に対する処分>

(1)試合中の悪質な反則により退場を命じられた選手の処分は、試合終了後に提出される報告書をもとに審議委員会が審議のうえ決定する。

(2)オフィスは、その審議委員会の処分内容を対象選手のチーム代表へ通達し、審議委員

会へ報告書を提出しなければならない。

(3)審議委員会はオフィスからの報告に対し、必要であればさらに追加処分を審議決定する。

第 30 条<損害賠償等>

(1)チーム・選手は、試合中の不測の事態に備えるため、公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険、或いは個別の保険に加入していることが望ましい。

(2)参加者は、本リーグへの参加の結果、生じた負傷や損害、自らが引き起こした建造物への損害について、自らが損害賠償責任を負うことに同意し、オフィスを含む第三者に対して責任を一切追及しない。

[第4節 表 彰]

第 31 条<リーグ表彰>

リーグでは、シーズン終了後の納会にて次の表彰を行う。

①チーム表彰:優勝チーム、フェアプレーチーム

②個人表彰:リーグ MVP、最多ポイント、最多得点、最多アシスト、ベストセーブ、最小失点率、ベストフィメール、ベストシニア、ベストビギナー、ベストビアリーガー、ベスト助っ人、ゴールデンシニア、審査員特別賞、リーグ初ゴール、etc

第 32 条<特別表彰>

前条に定める表彰のほか、特に表彰を必要とする場合は、審議委員会の推薦に基づきオフィスが決定する。

【 第5章 登録】

第 33 条<登録に関する規定の遵守>

チーム・選手は、オフィスが定める選手登録に関する規定を遵守しなければならない。

第 34 条<選手登録>

(1)正登録選手

リーグの正登録選手は、定められた期日までにオフィスにて登録を行う。所定の費用を支払うことによりリーグ途中からの参加も可能とする。ただしプレイオフ出場については、オフィスが選手の個人ランクを把握していない新規登録者の場合はレギュラーゲーム 1 試合以上の出場がプレイオフ出場の条件となる。

(2)スペア登録選手

リーグ所属のスペア選手として登録ができる。ただしオフィスが指定した日時とチームの試合のみ出場可となる。リーグ参加費は都度指定の金額をオフィスに支払う。試合記録は「助っ人選手」として記載され記録は残らない。出場試合数に関わらずプレイオフ出場は認められない。シーズン途中の正規登録選手への移行についてはスキルレベルなどを考慮しオフィスの判断によって可、不可を決定する。

(3)選手のランク

選手のランクについては経験年数、キャリア、現在のスピードとスキルレベルを判断基準として 1~100 の評価点で振り分けられ、リーグにおける実力差を均等にするように務める。更に各ディビジョンの均衡を図るためディビジョンごとの個人ランクも別途設ける(下記参照)。シーズン中にランクの変動があり、そのランクによって選手個人がチームまたはディビジョンが変わることもある。

S～C: 点差ルール対象選手(KBL 競技規則第 3 章 320 条参照)

D～F: 初級者～中級者

G: 女性

H: 初心者

※ 原則として参加資格については上記個人ランクを考慮しオフィスにて決定する。

※ 年齢基準は代表者会議及びオフィスで審議され変更される場合がある

第 35 条<ディビジョン>

- (1) 各ディビジョン 4～6 チーム制。「僅差のゲーム展開」にするために審議委員会は各チームや選手を常に審査し、必要な場合はシーズン中のチームディビジョン入替えを行う。
- (2) 参加選手のレベルに応じてディビジョン毎の各種特別ルールを適用する。

第 36 条<オフィシャル・レフェリー>

レフェリーは 2 人制、オフィシャル 2 名、ゴールジャッジは配置しない。

ジャッジについてはレフェリーとスーパーバイザーに全権を委ねる。

オフィシャル 2 名は、データ入力とシュート数カウント、得点掲示板、ペナルティタイム計算等の計測・掲示を行う。

【 第6章 レフェリー 】

第 37 条<手 当>

レフェリー及びオフィシャルの手当は、オフィスが審議し決定される。

第 38 条<指 名>

試合のレフェリーは、オフィスが指名を行う。

第 39 条<交 代>

レフェリーが試合中にその任務を遂行できなくなった場合、残りの 1 名が変わってその任務を遂行する。2 名がその任務を遂行できなくなった場合、オフィスが代行する。

第 40 条<保 険>

試合中の不測の事態に備えるため、レフェリーも選手同様スポーツ安全保険に加入することが望ましい

【 第7章 権 利 】

第 41 条<権利に関する規定>

リーグの権利の運用に関する事項は、「権利に関する規定」の定めるところによる。

【 第8章 最終的拘束力 】

第 42 条<最終的拘束力>

リーグとしての最終的決定権はオフィスにあり、その判断にリーグに関わる全ての者が拘束される。

【 第9章 改 正 】

第 43 条<改 正>

本規約の改正は、オフィス・審議委員会の発議に基づく会議の議決により、これを行う。

【 第10章 附 則 】

第 44 条<施行期日>

本規約は、2014 年 4 月 1 日から施行する。